



# 金 沢 市 公 報

第 2 6 8 6 号 の 4

平成23年(2011年)3月22日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
<b>条 例</b>		金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条 例の一部を改正する条例 (市立工業高等学校) 11
鈴木大拙館条例 (企画調整課)	1	金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例 (生涯学習課) 11
職員の自己啓発等休業に関する条例 (職 員 課)	4	金沢市文化施設及び歴史的観光施設における 共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正 する条例 (文化政策課) 11
金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	7	金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の 一部を改正する条例 (観光交流課) 12
金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (職 員 課)	7	子育て支援医療費助成に関する条例の一部を 改正する条例 (健康総務課) 12
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職 員の処遇等に関する条例の一部を改正する条 例 ( " )	8	金沢市墓地条例の一部を改正する条例 (市 民 課) 13
金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一 部を改正する条例 ( " )	8	金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関す る条例の一部を改正する条例 (環境指導課) 13
市長等の給与の特例に関する条例の一部を改 正する条例 ( " )	9	金沢市が設置する一般廃棄物処理施設に係る 生活環境影響調査書の縦覧等の手続に関する 条例の一部を改正する条例 ( " ) 15
職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例 ( " )	9	金沢市まちなかにおける定住の促進に関する 条例の一部を改正する条例 (住宅政策課) 15
金沢市特別会計条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	10	金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局) 16
金沢市手数料条例の一部を改正する条例 ( " )	10	

## 条 例

鈴木大拙館条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第1号

鈴木大拙館条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、郷土が生んだ仏教哲学者鈴木大拙の考えや足跡を広く市民をはじめ国内外の人々に伝えることにより、その人物についての理解を深めるとともに、思索の場として利用に供し、もって本市の文化の振興に資するため、大拙館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 大拙館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 鈴木大拙館

(2) 位置 金沢市本多町3丁目4番20号

(事業)

第3条 鈴木大拙館（以下「大拙館」という。）は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 鈴木大拙に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 鈴木大拙に関する講座等の開催に関すること。
- (3) 鈴木大拙に関する調査研究及び国内外の関係機関との交流に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第4条 大拙館に、館長その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第5条 大拙館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 大拙館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 展示資料の整理等のために必要とする期間

(入館料)

第7条 大拙館に入館しようとする者は、入館料を納入しなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

第8条 入館料の額は、別表に定めるところによる。

2 特別展示をする場合で、前項の入館料の額により難しいときは、1,000円を超えない範囲内で市長がその都度入館料の額を定める。

第9条 入館料は、入館の際に納入しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、入館料の全部又は一部を後納させることができる。

(入館料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、入館料を減免することができる。

(入館料の還付)

第11条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の入館料の全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第12条 入館者は、大拙館の建物、設備、展示資料等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 大拙館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるもの

とする。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に定める事業（購入その他の取得による資料の収集に関するものを除く。）の実施に関する事。
- (2) 大拙館の施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) その他大拙館の管理上市長が必要であると認める業務  
(指定管理者の指定)

第15条 指定管理者は、鈴木大拙に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて大拙館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により市長が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要であると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、大拙館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第16条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(守秘義務)

第17条 指定管理者の役員及び職員は、大拙館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 大拙館の管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「入園する」を「入園し、若しくは入館する」に改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

(14) 鈴木大拙館

第3条第4項中「入園する」を「入園し、若しくは入館する」に改める。

第4条中「入園しよう」を「入園し、若しくは入館しよう」に、「及び金沢湯涌江戸村条例（平成22年条例第3号）第6条第1項」を「、金沢湯涌江戸村条例（平成22年条

例第3号)第6条第1項及び鈴木大拙館条例(平成23年条例第1号)第7条」に、「及び入園料」を「、入園料及び入館料」に、「及び観覧料」を「、観覧料及び入館料」に改める。

第7条中「入園する」を「入園し、若しくは入館する」に改める。

別表(第8条関係)

区 分		金 額	備 考	
入館料	団 体	1人につき 250円 (高齢者にあつては、200円)	団体とは代表者又は責任者を有する20人以上の集まりを、高齢者とは65歳以上の者をいう。	
	個人	高 齢 者		200円
		高齢者以外の者		300円
摘要 この表の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。				

職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第2号

職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業(同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修(法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。)又は国際貢献活動(同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。)のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3年)、国際貢献活動のための休業にあつては3年を超えない範囲内の期間とする。

(大学等教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の定めがあるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置くもの（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合におけるものに限る。）
- (3) 前2号に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の公務に関する能力の向上に資する教育を行う教育施設として規則で定めるもの  
（奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると認められるものであって、前号に掲げる奉仕活動に準ずるものとして規則で定める奉仕活動  
（自己啓発等休業の承認の申請）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由がなく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることににより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 金沢市職員退職手当支給条例(昭和28年条例第41号)第5条の4第1項及び第6条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第5条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての金沢市職員退職手当支給条例第6条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の市長が定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数)」とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

2 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第17条の3の次に次の1条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第17条の4 地方公務員法第26条の5第1項の規定による承認を受けた職員には、同項に規定する自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第3号

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

金沢市事務分掌条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「局」を「局等」に改め、同条中「局を」を「局等を」に改め、第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 市長公室

第2条の見出し中「局」を「局等」に改め、同条中「局の分掌事務」を「局等の分掌事務」に改め、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号イ中「防災」を「危機管理」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 市長公室

ア 秘書に関する事項

イ 広報及び広聴に関する事項

ウ 首都圏における市政の推進に関する事項

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第4号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2,088人」を「2,132人」に、「418人」を「424人」に、「386人」を「385人」に、「3,342人」を「3,391人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第5号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成6年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「の職員」を「に規定する職員のうち、同条第1号に規定する地方公営企業に勤務する職員」に改め、「という。）には」の次に「、規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「100分の70を支給する」を「100分の100以内を支給する」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に、「当該一般」を「一般」に改める。

第8条中「である派遣職員には」の次に「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、同条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（規則で定める職員を除く。）に係る施行日における改正後の第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下「新支給割合」という。）が、施行日の前日における改正前の第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。

(1) 施行日から平成24年3月31日まで 100分の100

(2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 100分の70

(3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 100分の40

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第6号

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例



金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「日割」を「日割り」に改め、同項第2号中「退職又は」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員が離職した場合には、その日まで日割りによって計算した額を支給する。

第3条第2項中「退職した日の属する月」を「離職した日」に、「月分の」を「日に係る」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第7号

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「平成23年3月31日まで」を「平成24年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第8号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、定時制教育手当」を削る。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、離職した職員が離職した日に再び職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

第7条第2項ただし書及び第4項を削り、同条第5項中「、第2項又は前項」を「又は第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第23条の3を次のように改める。

第23条の3 削除

第29条を第30条とし、第28条の次に次の1条を加える。

（給与からの控除）

第29条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 金沢市職員互助会及び石川県教職員互助会（以下この号において「互助会」という。）の掛金及び償還金並びに互助会が取り扱う保険等の保険料及び掛金、物品の代金等
- (2) 法第53条の規定により登録を受けた職員団体（以下この号及び次号において「職員団体」という。）の団体費並びに職員団体が取り扱う保険等の保険料及び掛金
- (3) 職員団体が会員となっている労働金庫の預金及び償還金
- (4) 石川県市町村職員共済組合の貯金
- (5) 職員相互間の親睦又は福利厚生活動に係る経費
- (6) 公舎の使用料

附則第9項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。  
第32条第4項中「第7条第5項」を「第7条第4項」に改める。

---

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第9号

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例

金沢市特別会計条例（昭和39年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度の予算及び決算については、なお従前の例による。
- 3 老人保健費特別会計に属する資産及び債権債務並びに出納閉鎖後の歳計剰余金は、一般会計が引き継ぐものとする。

---

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第10号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第10号の項中「所得」の次に「又は課税」を加え、同表の備考第2項に後段として次のように加える。

この場合において、第10号の所得に関する事項の証明と課税に関する事項の証明

とは、同一の種類に属するものとみなす。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第11号

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年条例第297号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 授業料（前項ただし書の規定により徴収する授業料に限る。以下同じ。）の額は、生徒1人につき月額9,900円とする。

第3条及び第4条中「本科第1部の」を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第12号

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例

金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）の一部を次のように改正する。  
別表地区公民館の表金沢市長土堀公民館の項を次のように改める。

金沢市長土堀公民館	金沢市長町3丁目3番3号
-----------	--------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第13号

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年

条例第60号)の一部を次のように改正する。

第7条中「財団法人金沢文化振興財団」を「公益財団法人金沢文化振興財団」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第14号

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例（平成9年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表東山観光バス駐車場の項の次に次のように加える。

東山北観光駐車場	金沢市東山3丁目4番1号
----------	--------------

別表第1 東山観光バス駐車場の項の次に次のように加える。

東山北観光駐車場	午前9時から午後6時まで	バス 普通自動車
----------	--------------	-------------

別表第3 東山観光バス駐車場の項の次に次のように加える。

東山北観光駐車場	バス	1台当たり初めの1時間30分までは、1,900円とし、以後1時間までごとに500円とする。
	普通自動車	1台当たり初めの1時間までは、300円とし、以後30分までごとに100円とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第15号

子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

子育て支援医療費助成に関する条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「乳幼児」を「小児」に改め、同条第2項中「乳幼児」を「小児」に、「6歳」を「9歳」に改め、同条第3項中「12歳」を「15歳」に、「乳幼児」を「小児」

に改め、同条第4項中「監護する者」を「監護するもの」に改める。

第4条第1項中「乳幼児」を「小児」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 改正後の子育て支援医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成23年10月1日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 新条例第4条第1項又は第2項の規定による子どもに係る医療証の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第16号

金沢市墓地条例の一部を改正する条例

金沢市墓地条例（平成4年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

野田山 墓地	平成11年から平成13年までの間に造成された区域	1平方メートルにつき 111,000円	を
	上記以外の区域	1平方メートルにつき 72,000円	

に改める。

野田山 墓地	平成23年に造成された区域	1平方メートルにつき 120,000円	に改める。
	平成11年から平成13年までの間に造成された区域	1平方メートルにつき 111,000円	
	上記以外の区域	1平方メートルにつき 72,000円	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第17号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第36条中第22号を第26号とし、第13号から第21号までを4号ずつ繰り下げ、同条第12号中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同号を同条第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 法第15条の3の3第1項又は第2項の規定による熱回収施設の設置者に係る認定又は当該認定の更新

第36条第11号を同条第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 法第15条の2の2第1項の規定による産業廃棄物処理施設の検査

第36条中第10号を第12号とし、第5号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 法第9条の2の4第1項又は第2項の規定による熱回収施設の設置者に係る認定又は当該認定の更新

第36条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第8条の2の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設の検査

第48条第1項第2号中「第15条の2の6」を「第15条の2の7」に改める。

別表第3中第39号の項を第45号の項とし、第38号の項を第44号の項とし、第37号の項を第43号の項とし、第36号の項を第42号の項とし、第35号の項を第41号の項とし、第34号の項を第40号の項とし、第33号の項を第39号の項とし、第32号の項を第38号の項とし、第31号の項を第37号の項とし、第30号の項を第36号の項とし、第29号の項を第35号の項とし、第28号の項を第34号の項とし、第27号の項を第33号の項とし、第26号の項を第32号の項とし、第25号の項を第31号の項とし、同表第24号の項中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同項を同表第28号の項とし、同項の次に次のように加える。

(29) 法第15条の3の3第1項の規定による熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき 33,000円
(30) 法第15条の3の3第2項の規定による熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき 20,000円

別表第3第23号の項を同表第26号の項とし、同項の次に次のように加える。

(27) 法第15条の2の2第1項の規定による産業廃棄物処理施設検査申請手数料	1件につき 33,000円
---	---------------

別表第3中第22号の項を第25号の項とし、第21号の項を第24号の項とし、第20号の項を第23号の項とし、第19号の項を第22号の項とし、第18号の項を第21号の項とし、第17号の項を第20号の項とし、第16号の項を第19号の項とし、第15号の項を第18号の項とし、第14号の項を第17号の項とし、第13号の項を第16号の項とし、第12号の項を第15号の項とし、第11号の項を第14号の項とし、第10号の項を第13号の項とし、第9号の項を第12号の項とし、第8号の項を第9号の項とし、同項の次に次のように加える。

(10) 法第9条の2の4第1項の規定による熱回収施設設置者認定申請手数料	1件につき 33,000円
(11) 法第9条の2の4第2項の規定による熱回収施設設置者認定更新申請手数料	1件につき 20,000円

別表第3第7号の項の次に次のように加える。

(8) 法第8条の2の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設検査申請手数料	1件につき 33,000円
---------------------------------------	---------------

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第18号

金沢市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例

金沢市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書の縦覧等の手続に関する条例（平成11年条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条の3第7項」を「第9条の3第8項」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第19号

金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「及び共同住宅」を削り、同条中「同じ。）若しくは共同住宅」を「同じ。）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例（以下「新条例」という。）第9条から第12条までの規定については、この条例の施行後4年を目途として、新条例第2条第1項に規定するまちなかにおける定住の状況その他これらの規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて財政的な援助の廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第20号

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

金沢市議会委員会条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 市長公室の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年(2011年)3月22日 印刷

平成23年(2011年)3月22日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄